

日本スポーツ振興センターの災害給付金の請求について

日本スポーツ振興センターの災害給付金は、学校管理下で発生した事故による負傷、給食による中毒、その他法令で定めのある疾病等の医療費、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときに障害見舞金等が保護者の皆様へ支払われる制度です。

その申請は学校が行いますが、請求に必要な証明書類（センター所定の用紙に、医療等の証明をいただくもの）につきましては、保護者の方に用意いただくこととなりますので、よろしくお願い致します。

なお、医療費の総合計が、500点（保険診療3割負担分が1,500円）以上のものについて医療費を支給しています。保険外診療（松葉杖レンタル代、差額ベット代等）・交通費等は給付対象となりません。

医療費の給付金額は、保険診療の医療費総額の3割の額に、保険診療の医療費総額の1割を加算した額となります。高額療養費に該当する場合は、自己負担限度額に総医療費の1割を加えた額の支給となります。

ご用意いただく書類

（所定用紙は、保健室にあります。）

- ① 災害報告書 …… 担当の先生（顧問・授業の先生・担任など）が作成
- ②-1 **病院用** 医療等の状況3(1) …… 病院で作成（月毎に受診科ごとに作成）
- ②-2 **接骨院用** 医療等の状況3(3) …… 接骨院で作成（月毎に作成）
- ③ 調剤報酬明細書 …… 薬局で作成（院外処方の場合に必要） 月毎に作成
- ④ 治療用装具明細書 …… 病院および保護者が作成（領収書の写を添付）
- ⑤ 高額療養状況の届 ……

① 1ヶ月の医療費が7,000点（保険診療3割負担21,000円）を超えた場合 → 保護者が作成

② 19,200点（保険診療3割負担57,600円）を超えた場合

→ お勤めの事業所における【標準報酬月額等に関する証明】の記載、
または【所得課税証明書】提出の必要

- ◆ 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間請求を行わないときは、時効によって消滅します。
- ◆ 請求から支給までは、2~3ヶ月かかりますので、ご了承ください。
- ◆ 詳しい問い合わせ先 → 日本スポーツ振興センター学校安全 給付第二課 [TEL 03 \(5410\) 9163](tel:0354109163)

生徒総合保障制度について

入学時に任意で、生徒総合保障制度に加入されている方は、事故日から30日以内に直接、保険会社の方へご連絡ください。学校では手続きはできませんので、ご了承ください。